仕　様　書

1　件名

平成 27 年度 防災用備蓄用品の購入等

2　製品

鮭粥、ペットボトル飲料水の購入

3　納入場所及び数量

購入　鮭粥　1,000 食分、ペットボトル飲料水　1,800 本

4　納期

平成 27 年 8 月 31 日（月）

5　仕様

鮭粥、ペットボトル飲料水ともに以下の基準品またはその同等品とする。

（1）鮭粥

①基準品：アルファーフーズ株式会社　UAA 食品　鮭粥　内容量 230g
（賞味期限 5 年）

②同等品：基準品と同等又は同等以上の物品と認められたもの

（2）ペットボトル飲料水

①基準品：富士サンスイ株式会社　富士山麓の保存水 2 リットル
（賞味期限 5 年）

②同等品：基準品と同等又は同等以上の物品と認められたもの

※基準品以外で見積書を提出しようとする場合は、平成 27 年 8 月 4 日（火）17 時までに、同等性を証明する資料を提出し、機構の承認を得ること。

※（1）、（2）のいずれにおいても、製品及び品目毎の梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名を明記すること。

※発送の都合上（1）、（2）を同梱するために用いる外箱には上記記載は不要とする。

※（1）、（2）の納入の際、賞味期限切れの以下の物品について適切な方法により、処分を行うこと。

・処分物品　アルファ米五目御飯（内容量 100g）　1,517 食分
ペットボトル飲料水（内容量 2 リットル）　1,711 本

なお、処分物品については予定数量であり、実際には若干数量が増減する場合があります。

6　特記事項

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年法律第百号）第 6 条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 22 年 2 月）」において、定められている【判断の基準】に適合していること。

※（参考）環境省ホームページ（156-157 ページ　20.災害備蓄用品-1 及び 2 参照）
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h27bp.pdf

7　納品

納品及び処分に当たっての配送料は、受注者が負担するものとする。

８　保証

（１）納入後１年以内に発注者の使用上の責任によらないものと見られる異常が発生した場合は、受注者は無償で交換するものとする。

（２）品質上の欠陥等により重大な異常が発生した場合は、前記（１）に関わらず、発注者受注者協議の上、受注者は無償で交換するものとする。

（３）製造日から三ヶ月以内のものを納入するものとする。

以　上